

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山県市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山県市長

公表日

令和7年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二四年法律第三十一号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二五年法律第二七号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務。
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の126の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条8号 番号法第19条8号に基づく主務省令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条の表25、153の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条の表25、26、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康介護課
②所属長の役職名	健康介護課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在せる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、山県市特定個人情報取扱実施手順に則り、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、受け渡し記録に残す。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、宛先と違う者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	

判断の根拠		<p>山県市情報セキュリティポリシー及び山県市特定個人情報取扱実施手順に則り、例えば次のような漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的的安全管理措置等を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none">・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。・業務システムについては堅牢なデータセンターにて運用しており、バックアップを取得している。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄場所まで職員が立会い、確実に廃棄されたことを確認すること。 <p>これらの対策を講じていていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月24日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和3年10月25日	I-1. ②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や市民に対する新型インフルエンザの予防接種、当該予防接種に係る実費徴収の事務等を行う。番号法の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種実施内容の登録 ③市内に居住する間に予防接種等を受けた者に健康被害が生じた場合の給付金の支給 ④委託料の支払い ⑤予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務</p>	<p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や市民に対する新型インフルエンザの予防接種、当該予防接種に係る実費徴収の事務等を行う。番号法の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種実施内容の登録 ③市内に居住する間に予防接種等を受けた者に健康被害が生じた場合の給付金の支給 ④委託料の支払い ⑤予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	事後	
令和3年10月25日	I-2. ①システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年10月25日	I-3. 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項および別表第一第93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第67条の2</p> <p>番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>		事後	
令和3年10月25日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法別表第二第115の2の項	<p>番号法第19条第8号及び別表第二第115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第59条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	I-1. ②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や市民に対する新型インフルエンザの予防接種、当該予防接種に係る実費徴収の事務等を行う。番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種実施内容の登録 ③市内に居住する間に予防接種等を受けた者に健康被害が生じた場合の給付金の支給 ④委託料の支払い ⑤予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務 <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 	<p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や市民に対する新型インフルエンザの予防接種、当該予防接種に係る実費徴収の事務等を行う。番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種実施内容の登録 ③市内に居住する間に予防接種等を受けた者に健康被害が生じた場合の給付金の支給 ④委託料の支払い ⑤予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務 <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う 	事後	
令和4年3月2日	I-3. 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項及び別表第一第93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第67条の2</p> <p>番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	<p>番号法第9条第1項及び別表第1 10項、第93の2項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第67条の2</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	
令和4年3月2日	I-4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第二第115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第59条の2</p>	<p>〈情報照会の根拠〉・番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>〈情報提供の根拠〉・番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、3、115の2の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	II ①いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	II ②いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	II ②いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	II ②いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年12月23日	I -1. ②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や市民に対する新型インフルエンザの予防接種、当該予防接種に係る実費徴収の事務等を行う。番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種実施内容の登録 ③市内に居住する間に予防接種等を受けた者に健康被害が生じた場合の給付金の支給 ④委託料の支払い ⑤予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二四年法律第三十一号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二五年法律第二七号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務。</p>	事後	
令和6年12月23日	I -1. ③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和6年12月23日	I -3. 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項及び別表第1 10項、第93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>番号法第9条第1項 別表の126の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第67条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月23日	I-4. ②法令上の根拠	<p>〈情報照会の根拠〉・番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>〈情報提供の根拠〉・番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、3、115の2の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2</p>	<p>〈情報照会の根拠〉 番号法第19条8号 番号法第19条8号に基づく主務省令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条の表25、153の項</p> <p>〈情報提供の根拠〉 番号法第19条8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条の表25、26、153、154の項</p>	事後	
令和6年12月23日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和6年12月23日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、山県市特定個人情報取扱実施手順に則り、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、受け渡し記録に残す。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、宛先と違う者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	様式変更に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月23日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	—	8特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスク対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和6年12月23日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	<p>山県市情報セキュリティポリシー及び山県市特定個人情報取扱実施手順に則り、例えば次のような漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・業務システムについては堅牢なデータセンターにて運用しており、バックアップを取得している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄場所まで職員が立会い、確實に廃棄されたことを確認すること。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年5月28日	評価書名	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書【令和6年12月31日終了】	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年6月1日	II①いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年6月1日	II②いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	